

鹿児島県公報

令和8年1月30日(金)第689号



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県消防学校規則の一部を改正する規則(※) 告	(消防保安課取扱い) 1
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い) 3
○保安林の指定の解除予定	(森づくり推進課取扱い) 3
○保安林の指定施業要件の変更(2件)	(森づくり推進課取扱い) 3
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産振興課取扱い) 4
○県営土地改良事業の計画の決定(2件)	(農地整備課取扱い) 4
○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする決定	(農地整備課取扱い) 5
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(大島支庁取扱い) 5
公 告	
○令和7年度行政書士試験合格者公告	(市町村課取扱い) 6

規

則

鹿児島県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第3号

鹿児島県消防学校規則の一部を改正する規則

鹿児島県消防学校規則(平成3年鹿児島県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1及びその2中「回」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第9条関係)

身 上 調 書						
所職階級 ふりがな 氏名						写 真
生年月日	年 月 日生(歳)					
現住所等	〒					
	電話番号	電子メールアドレス				
最終学歴※	年 月 日					卒業・中退
職歴※	在職期間			勤務先又は職務内容		都道府県名
	年 月 日から	年	年 月 日まで			
教育訓練歴 〔消防学校 消防大学校 その他の 〕	教育訓練開始年月	教育課程名			学校名	
	年 月	第 期初任教育				
	年 月	第 期				
	年 月	第 期				
	年 月	第 期				
	年 月	第 期				
	年 月	第 期				
消防に関する 職歴 〔採用 昇任 異動〕	年 月 日	採用	年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			
免許・資格※		年 月 取得			年 月 取得	
		年 月 取得			年 月 取得	
		年 月 取得			年 月 取得	
趣味・特技※						
身体状況等	身長	cm	体 重	kg	血液型	型
	既往症(完治等)					
	通院・運動制限等					
	アレルギー					
緊急連絡先※	氏 名	続 柄	電話番号	同居 別居	別居の場合の住所 (市町村名)	
所属長職氏名			所属長確認日	年 月 日		

注1 「職名」欄は、○○課○○係、○○署○○分遣隊員、○○分隊長等と記載すること。

2 ※印は、初任教育の入校申込者のみ記入すること。

3 教育訓練歴の「その他」とは、消防業務に関する教育を行う消防関係団体等をいう。

別記第3号様式中「(ふりがな) 氏名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

告示

鹿児島県告示第62号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

垂水市新城字内田3983番2, 3984番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第63号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

奄美市住用町大字役勝字丸畑甲350番64, 甲350番65, 甲350番69から甲350番71まで, 甲350番74, 甲350番75, 甲350番77, 甲350番78

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

鹿児島県告示第64号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字赤崩1537番3, 1537番5, 1538番, 1539番1, 1540番1, 1541番, 1555番

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第65号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字赤崩1537番1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第66号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年1月30日から同年2月13日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 発起人の住所及び氏名

奄美市笠利町喜瀬29番地 栄田謙夫

奄美市笠利町大字里390番地4 濱崎房生

奄美市笠利町大字宇宿108番地3 竹山昌治

2 加入区

笠利加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第67号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化(畑地帯総合整備担い手育成対策)(農業用排水施設整備及び区画整理)井之川地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年2月2日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第68号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災(防災重点農業用ため池緊急整備(地震・豪雨対策型))(農業用排水施設整備)小田池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年2月2日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課

鹿児島県告示第69号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営農業基盤整備促進鹿児島第1二期地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和8年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年2月2日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

大島支庁告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年1月30日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あんだんて	奄美市名瀬西仲勝197番地1	株式会社らるご	奄美市名瀬西仲勝197番地1	大山 周子	令和8年1月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援

公 告

令和7年度行政書士試験合格者公告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条の規定により実施した令和7年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和8年1月30日

受験番号	受験番号	鹿児島県知事 塩田康一 受験番号
9110001	9110005	9110013
9110021	9110025	9110027
9110029	9110032	9110035
9110040	9110044	9110057
9110062	9110063	9110064
9110099	9110102	9110105
9110122	9110159	9110163
9110216	9110222	9110242
9120001	9120005	9120015
9120021	9120026	9120027
9120028	9120033	9120034
9120040	9120045	9120050
9120052	9120053	9120066
9120077	9120080	9120089
9120102	9120125	9120126
9120128	9120136	9120144
9120146	9120155	9120174
9120176	9120202	9120210
9120226		